

# 郵政民営化法の規定に基づく 新規業務の認可申請に係る審査について

平成28年2月  
総務省郵政行政部

# 認可申請の概要(再保険の引受け)

平成28年1月19日、かんぽ生命保険から認可申請のあった業務

以下の条件を満たす保険業法第3条第4項第3号に定める再保険の引受け

- ①(引受対象)かんぽ生命又は日本郵便が受託販売した保険契約
- ②(再保険の種類)比例式再保険であって、クオータシェア方式とするもの
- ③(再保険金額)

危険保険料式再保険：元受契約の危険保険金額の50%未満

共同保険式及び修正共同保険式再保険：元受契約の保険金額の50%未満

## 審査事項

- 1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
- 2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

## 考慮事項

- 1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- 2. 経営状況

# 各審査事項の論点例

## 1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

⇒例 (1)かんぽ生命保険の株式処分に係る状況

(2)業務の制限との整合性

(3)その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

## 2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

⇒例 (1)収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか

(2)認可申請事業の実施による既存の役務提供への影響の有無

(3)その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

# 認可申請の概要(その他付随業務)

平成28年1月19日、かんぽ生命保険から認可申請のあった業務

郵政民営化法第138条第3項において認可を受けなければならないとされている業務のうち、保険業法第98条第1項の規定により行うその他の付随業務で以下の条件を満たすもの。

## 【条件】

かんぽ生命保険が引き受けた保険契約に付帯して、契約者、被保険者等に対して対価を得ずに、役務その他の経済上の利益を提供する業務。

## 審査事項

1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと
2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

## 考慮事項

1. 日本郵政株式会社が保有する議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
2. 経営状況

# 各審査事項の論点例

## 1. 他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないこと

- ⇒例 (1)かんぽ生命保険の株式処分に係る状況  
(2)その他の付随業務と保険募集の関係性  
(3)その他適正な競争関係を阻害するおそれがないか

## 2. 利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと

- ⇒例 (1)収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか  
(2)認可申請事業の実施による既存の役務提供への影響の有無  
(3)その他利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないか

# 参考 かんぽ生命保険の業務の制限に係る郵政民営化法の規定

---

第一百三十八条 郵便保険会社は、保険の種類(保険金の支払の事由が複数あるときの当該保険金の支払の事由の組合せその他政令で定める保険の種類の細目を含む。以下この項において同じ。)のうち政令で定めるもの以外の保険の種類の保険の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。ただし、機構を相手方とする保険業法第三条第四項第三号に掲げる保険の引受けについては、この限りでない。

- 2 (略)
- 3 郵便保険会社は、保険業法第九十七条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。
  - 一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
  - 二 郵便保険会社の経営状況
- 5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。